

事 務 連 絡
令 和 5 年 6 月 6 日

新型コロナウイルス感染症に係る袖ヶ浦市介護予防・日常生活支援総合事業の請求
取扱いの終了について

平素より、本市の介護保険事業の推進につきまして、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

今般、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」が発出されました。

これを受け、令和2年4月24日付けで本市より通知している「新型コロナウイルス感染症に係る袖ヶ浦市介護予防・日常生活支援総合事業の請求取扱いについて」でお示した「別紙「新型コロナウイルス感染症に係る袖ヶ浦市総合事業の請求取扱い」」の内容について、令和5年5月7日をもって下記の通り一部が終了となっております。

5月提供分の請求について、今回の取扱い終了に伴い影響が出る場合には、下記問い合わせ先にご相談ください。

記

- 1 別紙「新型コロナウイルス感染症に係る袖ヶ浦市総合事業の請求取扱い」の1～3の終了
新型コロナウイルス感染症による日割り請求の取扱いが終了となります。新型コロナウイルス感染症により休業等となった場合でも、日割りはせず月額包括報酬となります。
- 2 別紙「新型コロナウイルス感染症に係る袖ヶ浦市総合事業の請求取扱い」の5の終了
介護予防通所介護相当サービス事業者が、都道府県から休業の要請を受けた場合等において、電話による安否確認を実施した場合、条件を満たしていれば通常の月額包括報酬を請求可能としていた取扱いが終了となります。

問い合わせ先 〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
袖ヶ浦市高齢者支援課
TEL : 0438-62-3225 FAX : 0438-62-3165